

# 愛媛県初代警部長・真崎秀郡とその周辺

矢  
野  
達  
雄

## 目次

はじめに

一 佐賀時代

二 「監部」時代

三 熊谷裁判所判事補時代

四 愛媛県警察官僚時代

五 長崎県警察官僚時代

## 六 京都への隠棲

## むすび

はじめに

大日方純夫『維新政府の密偵たち 御庭番と警察のあいだ』（吉川弘文館、二〇一三年）は、衝撃的な本である。氏は、この書において、太政官政府の雇用する「監部」＝隠密警察の存在と実態を明らかにした。本書によると、「監部」は明治四（一八七一）年から同一〇年ころまで、政府中枢部に設けられていた密偵機関であった。「監部」の密偵たちは、太政官正院に属し<sup>1</sup>、反政府勢力（不平士族、農民たち、キリスト教など）の情報収集活動にたずさわった。

「監部」の密偵たちを使用して反政府勢力の動向を探らせていた政府中枢として、大隈重信の名が登場するのにも驚くが、私が注目したのは真崎秀郡である。彼こそは、明治一三年から同二三年まで愛媛県警察に君臨した人物である。その真崎が太政官正院「監部」の要員たる経歴を有していたことが本書で明かされた。

本稿では、真崎秀郡の人物像に迫るとともに、愛媛県の明治初期政治史において真崎の果たした役割を検討したいと考える。しかし、真崎の経歴や活動に関する手がかりは極端に少ない。国立国会図書館近代デジタルライブラリーで、「真崎秀郡」の語を入力して検索すると、二点の書がヒットした。当面はこの二冊、向井弥一『佐賀先覚遺聞』（自費出版、一九二六年）、望月茂『小林芳郎翁伝』（吉誠社、一九四〇年）が手がかりである。

向井弥一『佐賀先覚遺聞』は、佐賀県出身の著名人九名（成富兵庫、石田一鼎、武富成亮、古賀精里、井内南涯、

今泉千秋、江藤新平、富岡敬明、真崎秀郡)の逸話をまとめたものである。このうち「真崎秀郡」の部分は、真崎本人の回想を向井が録取した形をとっている。一方、望月茂『小林芳郎翁伝』<sup>2</sup>は、元検察官僚小林芳郎の伝記である。小林にとって真崎は叔父であり、本書に真崎のエピソードがたびたび出てくる。しかしその多くは、向井著前掲書に掲載された逸話の繰り返しである。

回想録の類は、日時や事実の先後などについての記憶ちがいや大言壮語などがあり、全面的に信頼することはできない。それだけではなく、真崎の回想は、都合の悪い事実を隠蔽したり、虚偽の説明をする場合もあつて、とくに注意が必要である。吟味しながら使用することとしよう。

真崎秀郡の生涯は、一 佐賀時代、二「監部」時代、三熊谷裁判所判事補時代、四愛媛県警察官僚時代、五長崎県警察官僚時代、六それ以後、に大別することができる。順次検討してゆこう。

## 一 佐賀時代(一八三七〜一八七二)

### (1) 真崎秀郡の誕生

真崎秀郡は、天保八(一八三七)年八月、佐賀藩小林家に生まれた。幼名を俊助と言った。嘉永六(一八五三)年、一六歳のとき真崎家養子となり、名を秀郡と改めた<sup>3</sup>とある。これでいくと、真崎は、明治維新期には、三〇歳に達していたことになる。しかし佐賀藩時代については、向井前掲書を見ても、他愛もない二、三のエピソードが掲載されているほかは、真崎の姿が浮かび上がってこない。年齢的に、青年期から壮年期にさしかかろうかという人格形成の時期である。しかも幕末は激動の時代で、佐賀藩も幕府方と反幕府側のいずれに付くか激論が交わされていた。その時、真崎がこの時代をどのように見つめ、何を考え、どのように行動していたか全く語られないのは、

不思議としか言いようがない。あるいは、他に言えない秘密の活動に従事していたのだろうか。

(2) 佐賀時代、二三のエピソード

とりあえずここでは、前記他愛ないエピソードの概要を記しておこう。まずは、秀郡が真崎家に養子として入った初めての正月に、実家へ立派な祝儀をもって帰ったところ、実家の父に叱られたという話である。このとき秀郡は、「私今日は金満家真崎の主人でござる。此主人が実父の祝儀に参るに此位の物持て来たりして何等の不都合ありとは考えず」と言つて実父をやりこめたという話である。<sup>4)</sup>

その二は、少年の折江藤新平に「真崎サン近頃八本読ドルカ」と尋ねられ、「イヤ学者ニナルト皆馬鹿ニナル様デスカラ本八悉皆クレテ仕舞ツテ読マンコトニシマシタ」と答えたところ、江藤からやはり本は読んでおかなければいけないとたしなめられたという話である。<sup>5)</sup> この話から、真崎が江藤より三歳ほど下であった事、そして江藤とこのような話を交わすほどの面識があったことがわかる。

その三は、一五、六歳の頃、弘道館に寄宿していた時の話として語られる。一日鏡で自分の顔を見たが真に平凡なのに愛想がつき、これ以後鏡を見ないことにしたと述べている。<sup>6)</sup> この話はどこまで本当だろうか。後年警察幹部になった時に、警官練習所への掲示用として写真を請われたが断り通したとある。<sup>7)</sup> 彼が、生涯を通じて写真に写されることを極端に嫌ったことは事実のようだ。しかしこれは、彼の従事していた仕事(=密偵)から身についた性行ではなかつたろうか。そのことを隠蔽するためのとつてつけた逸話のように思えなくもない。

## 二 「監部」時代（一八七二—一八七五）

(1) 大日方純夫著『維新政府の密偵たち』から

冒頭で述べたように、大日方純夫著『維新政府の密偵たち』は、政府密偵としての真崎の存在を明るみに出した。明治五（一八七二）年から明治七年ころまで、大隈重信配下の「監部」要員として働いていたのである。「監部」とは何か、大隈の回想（『大隈侯昔日譚』）から引用する。

ところが弾正台は廃せられたが、人心の動揺は益々甚だしく、陰謀暗殺が随所に行なわれるので、その後新たに監部と云うのを置いた。四十万の武士が潰れて失職し、不平家は沢山ある。煽動家もあり、人心甚だ安定を欠いて、非常な危険状態になったので、監部を置いて人心の動きを窺い知ろうと云うのである。…その時の相談で、わが輩がその長官と云うことになったが、こちらはそう云うことにはすこぶる不得手である。そこで当時わが輩の所には、沢山の浪人や豪傑連中やらが出入していたので、これを用いることにした。この役目は表面の官吏としたのではいけぬので、表面の官吏と云うことにせず、今で云う刑事とか密行とか云うもので、極めて隠密の間の仕事である。…この時やはりその仲間では北畠（治房）の乾分の屈強者が大分役に立ったが、…北畠と云う男も妙な男だが、その始めは五代才助（友厚）が紹介したのである。（傍点は矢野）

大隈の回想によると、もともと「監部」の中心を担ったのは土佐人（高知県）であったという。また「監部にはわが輩の部下も三十人程いたが、実に奇々怪々の人達ばかりであった」とも述べる。大隈自身の使っていた三〇人ほどの部下とは、多くは佐賀藩出身者だったのでないかと推測される。その中に真崎が入っていたことは確実にあろう。

大日方、前掲書において、真崎の名が登場するのは、四ヶ所である。年代順に並べ替えて、列記するとつぎのようである。

明治五(一八七二)年一月二日 山梨県の大小切騒動につき「探偵書」を提出した。<sup>(10)</sup> この「探偵書」では、暴民騒擾に対する対応として、山梨県首脳部(参事と権参事)に内部対立があったことが手に取るように紹介されている。<sup>(11)</sup> 真崎は、いかにしてこのような県庁の内部情報入手することができたのであろうか。

明治六(一八七三)年一月二十九日 九等出仕の真崎秀郡は、高知から四国一円を巡回し、明治七年一月二十九日 四国巡回から帰京した。<sup>(12)</sup> このとき高知県から愛媛県を経由したことがうかがえる。愛媛県内でどこを廻り、誰と接触し、どのような情報を得たか興味をもたれるところであるが、不明である。

明治七(一八七四)年六月付で、属謀者として東京府貴族中村透を召し使う<sup>(13)</sup>旨の書類が残存している。ただし中村は、同七年八月二十七日付けで免じられている。<sup>(14)</sup> なぜ中村がわずか二ヶ月で解雇されたか、この間の事情については、うかがう術もない。

明治七(一八七四)年「監部諸証書類」に九等出仕として記載されている。<sup>(15)</sup>

いつたい真崎の「監部」としての経歴は、いつごろから開始され、いつごろまで続いたのだろうか。

これについては、愛媛県立図書館に保存されている「履歴書」(全文は後掲)が参考になる。これによると、明治五年三月二十五日に「正院九等出仕」に補され、同七年一月二〇日に「出仕」を免じられている。<sup>(16)</sup> 「履歴書」によるかぎり、彼の「監部」在勤は二年半ほどに過ぎない。

## (2) 活動停止後の「監部」要員の行方

大日方氏によれば、明治九年頃になると、「監部」そのものが活動を停止させたようである。大隈の回想（「大隈侯昔日譚」）は、「とにかく、このようにして監部を設けたが、明治九年頃いい加減に切り上げた。十年戦争の頃までは少しは残ったものもあつたのである」と述べている。内務省が成立し、同省のもとで国事探偵が使用され始めたこと、（鹿児島を除き）土族反乱がヤマを越し地方の状況がやや安定度を増してきたこと、などが背景にあらう。

監部の活動停止に伴って、監部の要員たちはその職を失うことになった。大日方氏は、監部廃止後におけるメンバーの行方を検討している。元締め的位置にあつた林直庸は、宮内省に入り同省職員となった。木下真弘は太政官修史館の四等書記などを勤めたあと、外務一等属として朝鮮ソウルに赴くなど外務省に勤務した。荘村省三は、免職後大隈に窮状を訴え大蔵省御用掛に任用された。関信三（安藤劉太郎）は、密偵としての過去を消し、日本の幼稚園教育の創立者となった。また、大伴千秋は愛知県真清田神社の宮司となった、等々である。

では真崎秀郡は、監部免官後どのような経歴をたどつたか。「履歴書」によると、真崎は明治七（一八七四）年一月から同九年二月まで、「茨城県九等出仕」に任じられている。この時期の茨城県の参事は佐賀県出身の関新平であつた（後述）。同郷の関新平を頼つて就職したとの想像も難くない。そして同九年二月に茨城県出仕をやめたのも、関が同参事の地位を去つた（明治八年六月）からだと考えれば、理解できよう。

その後同じく「履歴書」によると、真崎は、明治九年二月二五日から一〇年二月二八日まで、「愛知県二等警部に就いた。この愛知県警部への就任が、いかなる経緯によるものか、また何らかの使命を帯びたものであつたか、

一切不明である。

### 三 熊谷裁判所判事補時代(一八七六—一八七九)

#### (1) 真崎自身の語る判事時代

「監部」免職後、真崎秀郡は、司法畑に再就職先を見いだした。この間に事情について、真崎自身はつぎのように述べている。<sup>18)</sup>

真崎曰く明治初年在京の折大木司法卿より月給百五十円の裁判官になれとの話あり。其頃で百五十円の裁判官は上等の部なり。我れ裁判事務の経験なきを以て断り、其代りに適當なる代人を差上ると云て目下窮し居る地人某を推挙す。其の今日あるは全く我が御蔭なり。其後我れ貧窮し食ふて行くにも困ると云ふ場合に陥り、今度は何でもやるから世話して呉れと頼み三十円の月給で前橋裁判所の判事となる。処で僅か三十円の小役人になつたに付ては第一今迄のやうな贅沢生活を廃し緊縮した生計を取らねばならぬと言ふ訳で万端質素を旨とし衣服を綿服とし食事一汁一菜と云ふ位にやつたら初めて月々多少の余裕を見るに至れり。唯綿服丈は如何にも着心地悪かりし為め在来所有の絹衣のなくなる迄着ることに改正せり。

大木(喬任)司法卿から「月給百五十円の裁判官になれとの話」があつたが、これを断つたという話は本当だろうか。明治八年大審院長に就任した玉乃世履は年俸四二〇〇円(月給換算三五〇円)だったから、全くありえない話ではない。しかし全く法的素養のない者に提示した額としてはべら棒である。また「裁判事務の経験なきを以て断り」というが、ではその時期いつたいいかなる仕事をして収入を得ていたか全く述べていない。この時期真崎は、



前述の通り大隈配下の「監部」要員だったから、この経歴を隠蔽する作り話ではないだろうか。

「其後我れ貧窮し食ふて行くにも困ると云ふ場合に陥り」というのは、失職後の困窮を語り案外本音であったかもしれない。「今度は何でもやるから世話して呉れと頼み」に行つたというが誰に頼んだのかはつきりしない。いずれにしろ佐賀人脈を利用しての獵官運動だったであろう。

再就職先は、前橋裁判所の判事であつたと述べる。しかし、前橋裁判所という名前の裁判所は、当時存在しない。『司法沿革誌』によると、明治五（一八七二）年以後における群馬県の裁判所の設置状況はつぎのようである。

明治五年八月五日「神奈川、埼玉、人間の三裁判所を置き各々其管内を管す」

同年八月一二日「足柄、木更津、新治、栃木、茨城、印旛、群馬、宇都宮の八裁判所を置き各々其管内を管す」

明治六年六月二四日「宇都宮裁判所を栃木裁判所に合せ（中略）人間、群馬の二裁判所を合せて熊谷県に移し熊谷裁判所と称す」

明治九年一月八日「浦和裁判所を熊谷に移し、熊谷裁判所と称す 熊谷裁判所管内に浦和、前橋の二支庁及熊谷、浦和、高崎の三区裁判所を置く」<sup>19)</sup>

すなわち『司法沿革誌』によると、明治九年一月に熊谷裁判所が設置された時、同所管内に浦和、前橋の二支庁が置かれ、前橋裁判所（支庁）という名前が登場するのはこの時がはじめてである。つまり熊谷裁判所というべきところを、故意か記憶違いか、前橋裁判所と記しているのである。

「履歴書」<sup>20)</sup>によると、真崎の熊谷裁判所赴任は明治一〇年三月三〇日で、このときは「司法省一三等出仕、熊谷

裁判所在勤」であった。その前は、明治九年二月～同二〇年二月までおよそ一年間愛知県二等警部として勤務していた。「三十円の月給で前橋裁判所の判事となる」というのは、このような経歴を秘そうとしたのではないかというのが、私の解釈である。

では、熊谷裁判所判事(補)としての真崎の勤務状況はどのようだったのだろうか。本人の語るところを聞いてみよう。

初今日迄は事務官の経験なく殊に裁判の諸条例は全く盲目故、生来初めて職務勉強なるものをやって見、帰てからは深夜まで諸例規則法律等の研究をなし半年もたつたら漸く事務も分る様になりたり。

本来裁判の本義に就ては素より黑白明瞭に承知しおる事故、我か判決は明断適確我が判決に不服して上訴せし事件は一件もなかりしと云ふ。<sup>(2)</sup>

判事(補) 就任時点で法学や裁判事務の素養が全くなかったことを本人が自認している。半年ほど諸例規則法律等を研究すると実務に差し支えなくなっただけでなく、判事(補) 在任中自分の下した判決には当事者が納得し、上訴された事件はなかったと自慢している。

国際日本文化研究センター(日文研)が運営する民事判決原本データベースにアクセスすると、熊谷裁判所判事補としての真崎の活動を確認できる。同データベースによると、真崎が関与した判決は、最も早いもので明治一〇年九月二日付<sup>(3)</sup>、最も遅いもので明治二二年一月一〇日付で、この間真崎はおよそ二二五件の判決に関与している。結局裁判官としての真崎の活動は、明治一〇年九月頃から二二年一月頃の二年二ヶ月ほどであり、判事補と

してその短い裁判官生活を終えた。<sup>23)</sup>

見過ごすことができないのは、真崎関と事件のうち九六件について、上席判事(所長)として関新平が署名していることである。すなわち、真崎はその短い判事補生活の大半を、熊谷裁判所で所長判事関新平と執務を共にしていたのである。

(2) 判事補時代の上司・関新平について

ここで、のちに真崎を愛媛県に招くことになる関新平について、ふれておこう。

関新平は、天保一四(一八四三)年佐賀藩土関迂翁の次男として生まれた。関の佐賀藩時代についても、それがうかがい知る資料は多くない。ただ「肥前の三平」(関新平は、江藤新平・大木民平(喬任)と並び佐賀の俊秀であった)という英明さを讃える言葉は今日まで伝わっている。

戊辰戦争時には、奥羽鎮撫総督使役を務めた。明治五(一八七二)年一〇月には茨城県権参事、ついで翌明治六(一八七三)年九月には、茨城県参事となった(明治八年六月まで)。茨城県権参事・同県参事時代には、旧水戸藩士の救済に尽力したとして、かれの遺徳をたたえる「故茨城県参事関君遺徳碑」が、明治三〇年水戸偕楽園内に建立されている。<sup>24)</sup>

権参事 参事と地方官としての階段を昇っていた明治八年六月、関は茨城県参事を辞任し、司法畑に転じた。関は、東京裁判所判事を経て、同九年九月二三日から浦和裁判所長に、そして同年一月一〇日熊谷裁判所所長に異動、同二年五月二九日まで勤務した。関の同所長退任は、大審院判事として赴任するためであった。<sup>25)</sup>

そして大審院判事転任後一年に満たない明治一三年三月八日、県令として愛媛県に赴任することになった。前任

者は岩村高俊であつた。<sup>(26)</sup> 岩村県政についてはさまざまな評価があるが、民権派と目される青年士族層を用い、難治県と言われた愛媛県において宥和政策を遂行したことはたしかである。離任時には「民権県令」と称され別れを惜しむ県民多数が三津浜港に押し寄せたとの逸話が残されている。

これに対し、関の県令就任は、県政を一変させた。関は、岩村県政を推進した人々を追放し、民権派勢力を一掃した。また県会とも対立し、「庄制家」の異名をとる<sup>(27)</sup>ことになる。しかし関は、在任中勸業・養蚕・土族授産など殖産興業政策を推進し、また四国新道開削を最重要事項として取り組んだ。文字通り「開発独裁」の名にふさわしい施策を実施した政治家であつた。

愛媛県令に就任した関が、就任三ヶ月後に招き県警察のトップに据えたのが、真崎秀郡であつた。まさに関の県政を警察面から支える片腕としての役割を期待した人事といえよう。

#### 四 愛媛県警察官僚時代(一八八〇～一八九〇)

##### (1) 愛媛県赴任のいきさつ

明治一三(一八八〇)年六月 真崎は、愛媛県に赴任することになった。『佐賀先覚遺聞』は、その間のいきさつをつぎのように記している。

真崎諭して曰く、自分は明治の初年先輩の勧めにより上京、左院の役人となる。行て見れば上役は皆俗物事毎に喧嘩となる。喧嘩すれば何時でも我が勝となる。如何となれば我が議論は正義なればなり。然し其結果は免職となる。斯くして何れに行ても同様 勝喧嘩をしては毎々免職と云ふ事になり終に京都に放浪す。或時内務卿より愛媛県警部長にならんかと内談し来る。

由て熟考して想ふに此処の県令も多分俗物ならんと。さすれば行ても直ぐ止めなければならぬ。是では世話して呉れた人にも気の毒であり又考へて見れば今の世に県令位の男で本当の人物がある氣遣ひはなし。然し上官となれば服従と云ふ事をせざれば役所が成立ちて行くものでなし。よし今度は俗物でも上官を立てゝやろうと考へ、従来の自分の態度を一変して就職せり。<sup>(28)</sup>  
爾来十有余年県令の交代四五人に及ぶも我は依然たり……<sup>(29)</sup>

この話は信頼できるだろうか。先述のように愛媛県立図書館保存の『職員履歴書』(明治二二丁一七一年)中に、真崎の愛媛県赴任時の「履歴書」が残されている。これと照らし合わせると、『佐賀先覚遺聞』の談話は全く事実と相違していることがわかる。<sup>(29)</sup>

長崎県士族 元佐賀県

真崎秀郡

天保八年八月生

明治十三年七月ヲ以四十一年十一月

明治五年三月廿五日

一 補正院九等出仕

同七年十月廿日

一 免出仕

同年四「十一」月廿「十一」五日

- 一 補茨城県九等出仕
- 同八年七月廿八「一九」日
- 一 依願免出仕
- 同九年二月廿五日
- 一 任愛知県二等警部
- 同十年二月廿七「八」日
- 一 依願免本官
- 同年三月三十日
- 一 補司法省十三等出仕
- 同十年三月三十日
- 一 熊谷裁判所勤申付候事
- 同年七月十日
- 一 任判事補
- 同十二年十二月廿六日
- 一 任検事補
- 同十三年一月十九日
- 一 月俸金三拾五圓下賜候事
- 同年六月十五日

一 任愛媛県二等屬

一 本局詰勤務申付候事

右之通相違無之候也

明治十三年六月 愛媛県二等屬

真崎秀郡 印

まず左院の役人という経歴は確認できない。左院は明治八年に廃止になっているから、その役人をしていたとすれば同年以前のことになるが、この時期は前述のように太政官正院「監部」の一員であったから、この経歴を秘したものと思われる。さらに上司と喧嘩して免職となり京都に放浪とあるが、「監部」を罷めたあと茨城県九等出仕愛知県二等警部 熊谷裁判所判事補を歴任していることが確認できるから、この話もいささか疑わしい。さらに時の内務卿から「愛媛県警部長」という話があり、「どうせその県令も俗物だろうが、今度は上官を立てるため赴任した」という話も、全く信じられない。真崎が愛媛県に赴任したのは明治一三年六月である。この時「警部長」の職はまだなかった。

「内務卿より話があり、俗物知事の招きに応じた」とする話は、『小林芳郎翁伝』の著者望月茂も信じていない。『同伝』は、「同郷の関新平が知事として赴任するについて、特に起用されたのである」と記している。さきに県令に就任した関が、自己の片腕とすべく真崎を招いたと考えるのが最も自然である。<sup>(31)</sup>

しかし、上記談話にも一抹の真実は含まれているように思う。それは、関新平を「俗物」視していることである。

上官たる関は、「俗物」である。「然し上官となれば服従と云ふ事をせざれば役所が成り立ちて行くものでなし。よし今度は俗物でも上官を立ててやるうと考へ」て、職にある間はこれに従つたというのは、存外彼の本音をかたっているのではないか。それゆえ、後に関が死去し、県令が交替した時、真崎は執務の方針を一変させるのである。

(2) 愛媛県警察官僚としての事蹟

真崎秀郡は、明治一三(一八八〇)年六月、愛媛県二等属に就職した。二ヶ月後、同警察本署長に就任した。さらに翌一四年一月、府県官職制の増補改正があり、奏任八等官相当の警部長が置かれることになり、翌年一月、愛媛県初代警部長に真崎が任命された。因みに警部長の職制はつぎのようであつた。

府県官職制中増補

警部長 一人

第一 警部長八事ヲ府知事県令ニ承ケ其府県警察上一切ノ事務ヲ調理ス

第二 警部長八国事警察ニ付テ八直ニ内務卿ノ命令ヲ奉シ又八直ニ其事情ヲ具状スルコトアルヘシ

警部長という職は、事を府知事県令に承けてその府県警察上一切の事務を「調理」するといふ文字通り府県警察のトップである。今日でいえば、各道府県警察本部長に相当しよう。さらに国事警察に関しては、内務卿に直属してその命令を奉じると同時にさまざまな情報を内務卿に伝えることになっていた。すなわち、中央直結の国事警察網の要に位置する職であつた。



明治一九年地方官官制により、各府県に警察本部を置き警部長を警察本部長に充てることとなった。真崎は、愛媛県警察本部長に就任した。

話を少し元に戻す。明治一三年成立した関 真崎の県政は、前任岩村高俊県政の影響を払拭することから開始された。『愛媛県警察史第一巻』<sup>32)</sup>は、明治一五年一月二五日現在の「愛媛県職員録」の検討から、警察幹部人事における長崎県・佐賀閥の存在を指摘している。

さらには幹部の出身地に注目すべきであろう。名簿によって出身地別に分けると、愛媛県が一九人、他府県が二三人である。明治初年の幹部の出身地に比較すると、地元出身の幹部が徐々に増加しているものの、他県出身者の比率は四一%にもなり、依然としてかなりの多数を占めている。……その中に長崎県出身警部が六人もあり、警察本署長真崎秀郡をはじめとして、警察の重要なポストを占めているのが特徴的である。かれらの経歴を見ると、すべて旧佐賀藩出身である。明治一三年三月、同藩出身の土族関新平が岩村高俊の後任として、第二代の愛媛県令となった。関は就任後まもなく、同年六月一五日に真崎秀郡を迎え、後にかれを警察本署長に任命した。長崎県出身の警部は、真崎が警察本署長就任後、呼び寄せて任命したもので、その中には長崎県二等巡査から愛媛県一〇等警部に採用された秀島行成のような抜擢組もある。(中略)それが肥前閥といふほどのものではなかったかも知れないが、県政上にかんがりの影響を与えたであろうことは否めない。<sup>33)</sup>

真崎は、警察機構の整備・改革にも取り組んだ。上記『愛媛県警察史第一巻』<sup>34)</sup>は、さきの文章の中略部分において、つぎのように記している。

真崎は同一三年八月から二年一〇月まで一〇年以上にわたり、警察本署長(警部長)として愛媛県に在任した。その間、全国に先駆けて巡査教習所を開設したり、水上警察区および巡邏船を創設するなどの思い切った数々の施策を実施し、行政官としての手腕を残した。このような業績は、見方によれば、当時関係令以下同郷有力者のバックアップによって成し遂げられたとも言える。<sup>34)</sup>

とくに、巡査教習所の設置、水上警察の創設は顕著な貢献であるとして真崎の事蹟を讃えている。

### (3) 「国事探偵」＝民権派の情報収集活動

右記のように、愛媛県警察機構の整備に真崎が力量を發揮したことが指摘されているが、真崎の真骨頂は、民権派を中心とするさまざまな情報収集にあったと考えられる。

今日、愛媛県の明治一〇～二〇年代における県政界の動向を研究する場合、必ず参照されなければならない史料として、『秘書雑書』、『政党沿革誌』などが存在する。これらは警察密偵の作成した資料と考えられている。

まず、『秘書雑書』<sup>35)</sup>は愛媛県行政文書の一環として愛媛県立図書館に保存されているもので、明治二〇年分および二一年分がある。明治二〇年分には、この年が建白署名運動の最盛期であったことを反映して、県内各郡の建白関係書類が「建白一件」という形で収められている。明治二一年分には、「伊予郡有志七八名建白一件」のほか「政党员名簿」が収められている。この「政党员名簿」は、当時の主要な政党関係者八七名の個人データを、「氏名」<sup>36)</sup>、族属、本籍、生年月日、性質、技術、家属、財産、主義、拳動、名望、履歴、備考」の順に詳記したもので、詳細な個人データの集積である。また、冒頭に「内務省へ進達ノ分」とあることから、国事情報として内務省にまで報

告されたことは疑いない。

ついで「政党沿革誌」であるが、この史料は、『愛媛県史 資料編近代2』（二九八四年）に復刻収録されている。同書の「解題」には、つぎのような解説が付されている。

「政党沿革誌」は、愛媛県警察部が編さんして明治三〇年七月の警察署長会議に配布した文書で、昭和四五年『愛媛県警察史』の編集作業中に発見された。沿革誌は、明治元年秋に始まり、明治八年愛国社結成時の政情、同一〇年の西南騒擾国事犯事件、民権結社公共社の活動、海南協同会の結成、藤野政高ら政治活動家の政談演説会要旨、同一七年板垣退助の来遊、同一八年西条小川健一郎らの演説会葬儀事件、同一〇年末広重恭の帰省遊説、三大事件建白運動と県内政社の勃興、予讃分県前後の政情、二大政社の対立、大同派の分裂、国会議員選挙等々の内容を密偵報告や新聞記事を交えながら具体的に解説し、明治三年一月二月をもって終わっている。<sup>37)</sup>

「政党员名簿」や「政党沿革誌」は、作成時期が真崎の警部長時代とほぼ合致しており、真崎警察時代の産物と断定してよいと考える。<sup>38)</sup> 警部長真崎は、かつて自らに従事していたことく活動する密偵を駆使して、さまざまな国事情報を収集していたのである。

それにしても「政党员名簿」にしろ「政党沿革誌」にしろ、非常に詳細であるだけでなく、内部の者しか知り得ない内密の情報を含んでいるから、これら情報作成の背景には、内通者が存在していたことを強くうかがわせる。しかし、仮りにかような内通者がいたとしても、今日これを特定することは至難の業である。

しかし、たまさか史料群の隙間から内通者の顔がほの浮かぶことがある。明治中期から後期にかけて代言人・弁

護士として活躍し、明治末年実業界に転身し、昭和戦前まで愛媛県を代表するブルジョアジーとなった人物として、井上要(一八五五―一九四三)の名をあげることができる。井上は、政界においてはほぼ一貫して改進黨系活動家として活躍した。明治二九(一八九六)年ころ民党内における旧自由党系 旧改進黨系の激しい主導権争いの渦中で、この井上要がかつて民権派に関する情報を警察に提供する役を担っていたのではないかとする疑惑が浮かび上がったことがある。明治二九年三月一日付「海南新聞」第五五―六号に「井上候補者の既往」と題される記事が掲載された。以下、いささか長い引用になるが、重要と考えるので、新聞記事全文を引用する。

#### 井上候補者の既往

旧改進黨今の巾着切派が候補者と推せし井上要氏の既往に就て詳知する者は同氏が如何に今日に於て世人を誤魔化し居るも不義不信破廉恥の人物として当時に認められ居たることを記憶するならん。氏は曾て藩閥政府の犬として交友社会より絶交状を送られたるの人なり。時は明治廿一年真崎秀郡氏が本県の警部長なりし頃にて氏は同警部長の囑託に同じ交友同志間の政事的秘密を探偵する不義不信の破廉恥漢として其絶交状を送られたるなりき。而して其絶交状を送りし人士の云ふを聞けば警部長と氏の連鎖は先に故人となりし正岡某によりて結ばれたるものにて正岡某も亦當時に於て犬の一人なりしと云ふ。今此に当時井上氏が受取りたりと云ふ絶交状の写しを掲げん。

拝稟小生等数年御交際仕居候処今回御身上に疑を生候事有之候に就て疑団氷解仕候迄御交際謝絶仕候此段申入候草々拝具。

明治廿一年六月十五日

白川 福儀 林 常直

生島 経則 寒川 朝陽

藤野 政高 岩本 新蔵

玉井 正興 門田 正経

宮内 直拳 森 恒太郎

永田 一二 正岡 景幸

吉田 唯光 内藤 正恪

## 井上 要殿

而して右の絶交状は爾来尚ほ井上氏の手に在り。未だ其申込の取消されたるを聞かざれば疑團は今も氷解せざるなるべし。其証拠の正確なればこそ其行跡の信ずるに足るものあればこそ斯くは今日に至るまで其申込の取消されずして存し、井上氏と右連署者の交際尚ほ旧に復せざること至当なり。噫井上氏は曾て藩閥政府の犬として知られたるもの、其不義、不信、臭汚、醜穢、何ぞ之に過ぎん、然るに彼の巾着切派は自分の臭を知らずして妄りに議を自由派に挟みヤレ一萬金で十年の苦節を政府へ売ったとか降参したとか云ひ度き儘の悪口、之が所謂「天に唾きして己が面に返る」ものなるべし。自由派は未だ嘗て藩閥政府の犬と成るまでに腐敗せしものを候補者とはせざりしなり。世人の多くは既に彼れ等の腐敗を知る、其の之を知るが故に井上氏が嘗て其郷里喜多郡に県会議員の候補者となりし節も敗れ上浮穴郡に争ひし節も亦敗れたり。而も氏は其運動に於てありとあらゆる手段を尽したるにも拘はらず敗は到底氏のものなりき。氏如何に今日に於て其醜を蔽はんとするも識者の眼を誤魔化さんことは六ヶ敷かるべく若利と慾に迷ひて氏の為めに意ならざる加担を為さば其者は素より氏を超へたるの破廉恥と知るべし。彼れ破廉恥漢到底世の厄介なる哉。(傍点は矢野、適宜句点を補った)

さらに四日後の三月五日には、同記事の反響を伝える記事が追掲載された。<sup>(39)</sup>

## 井上要氏の記事に就て

去一日の海南新聞は井上候補の既往と題して氏が曾て交友の間に絶交されし事を掲出せり。然るに三日の愛媛新報は之に就て勝手の言訳を為し井上氏は海南新聞編輯人を告訴したり。告訴の事我輩敢て云はじ。公明なる裁判官が判決を煩はして法律の下に是非を分んのみ。蓋事に表裏の觀あり一面は法律、一面は徳義、法律に勝つ者必ずしも徳義に勝つ者にあらざるを知らざるべからず。単に愛媛新報の記事に就ては少しく言を賣して彼が曲筆を明かにせんと欲す。新報の記事は恰も当世売薬の広告に似たり。一も井上一も井上天下井上氏の如き偉人物なきかの如き筆鋒を以て氏の財産から位地声望を吹き立て隆々などの形様を並べて氏の面目を守らんとす。可憫彼一文奴崇拜せる人の為めにとは云へ其体面を崩して禪をかつぐも亦極まれり。开は兎に角我輩の一言を費さんとするは同記事中絶交状が二三某々の嫉妬心より出でたりと云ふの一事なり。井上氏彼何者ぞ。今に於て唯だ一個の代言人にあらずや。十数年の以前に於ける氏が当時の位地実を知るべきのみ。然り氏が明治二十年頃に於ける位地は一介の書生にして僅に新しく代言人の看板を松山三番町に掲げたるのみ。而も氏は器容の人物にして交友の間に愛せられ先輩は専ら氏の為に尽力するところあり。氏が此の引援に抛りて成就し得たりし位地名勢渺なからざりしなり。其証抛には交友が凡て当時の秘密を打ちあけて万般氏の斡旋に委ね氏は此信任に依じて円満の交際をなしつつありしに雲際微光を漏らして氏が政府《寧ろ、當時の警部長真崎氏》に結びつけたる關係の一端を照らしたれば交友此に戒め夫れより氏の行動に注目するに果して怪むに足るもの続々として発見せられたり。此に於て密に氏に対するの処分を協議し成るべく世に公にせずして氏を遠ざくるの策を取るべしと決せし折柄誰が所為に出でしか天狗回章と称して此件に関する羽檄世上に飛び初めたれば最早蔽ふに術なく此に断然公然の処分を施すべき必要を生じ(泣て馬謖を斬る)的の心情を以て是非なく絶交状を氏の手置くに至れり

然るに氏は此絶交状を受くるや一の弁解をも試みずして直に松山を去りて上京し後数年にして再び来松したるなり。絶交の事実に大略如此其嫉妬に出でたるものにあらざるは井上氏が当時の位地を知る者容易に首肯するを得んなり。ア、我輩は最早多くを云はじ。新報記者が其崇拜者をかもふ為めなしたる暴言妄筆に向て一々に弁解せんの勞は之れを節せざるべからず。

(傍点は矢野、適宜句点を補った)

「海南新聞」の暴露記事に対して、「愛媛新報」<sup>40</sup>は反撃の記事を掲載した。また疑惑を指摘された当の井上は、「海南新聞」の編集発行人と印刷人を誹毀罪容疑で告発した。明治二十九年四月六日、松山地方裁判所において判決があり、海南新聞発行兼編輯人の奥村直次郎は有罪、十五日の重禁固と五円の罰金、印刷人は無罪の判決があった。「海南新聞」側は、「広島控訴院に上訴したが、同控訴院は同年五月十五日始審を取り消し、奥村を重禁固十五日に処し罰金五円を付加すとの判決があった。<sup>41</sup>始審および控訴審ともに、この記事の真偽には触れないまま、「故意を以て井上を中傷誹謗したるもの」と認定し、編集人奥村に有罪の宣告をなしたのである。

私は、かつて曾我鍛<sup>42</sup>井上要翁伝<sup>43</sup>を読んでいて、明治二年前後の井上の行動についていぶかしい思いにとらわれたことがある。すなわち井上は、明治一八年に代言人試験に合格した後もいつかな開業しようとしなかった。また、明治二十一年森チ力ヨと結婚した直後に新妻を置いて一人上京し、東京専門学校に入ったことなどである。井上の不可解な行動に、彼の親戚筋は危機感を覚え、義兄の有友正親を派遣して説得に当たらせた。この時、有友の「帰県し、愛媛で代言・弁護士業を営むしかない」との説得に対し、井上は愛媛ではなく大阪で開業したいと抵抗している。この背後に、二十一年六月の「絶交状事件」<sup>44</sup>があったことを考慮に入れれば、不可解な行動の真相が垣間見えるような気がする。結局井上は、有友の説得を受け入れ、愛媛に舞い戻って代言活動を再開するのであるが、

この間にいたる井上の煩悶・懊悩はわれわれの揣摩・憶測を絶するものであつたように思われる。

さて本稿の課題からすれば、情報提供を慫慂した人物として警部長真崎秀郡の名前が新聞紙上に明記されていることに留意したい。私は現在のところ、果たして井上が民権運動側の情報を警察に提供する役割をおびていたか否かを判定する材料を持たない。ただ本記事とさきの「政党沿革誌」等の史料を考え併せると、真崎の情報探索の手が民権派の奥深くまで伸びていたこともありえたのではないかと考えている。

#### (4) 民衆運動の抑圧と破壊工作

##### 無役地事件との関わり

真崎が愛媛県警察のトップに位置していた時期、愛媛県では無役地事件や市之川鉦山事件など県政に大きな影響を及ぼす事件が続発していた。真崎は、これらの事件に関与し、民衆運動の抑圧者の役割を演じたと私は見ている。

真崎が愛媛県に採用された頃、南予では無役地事件<sup>註</sup>が最初のヤマ場を迎えようとしていた。無役地の処分不満をもつ村民たちが、内務省に嘆願を繰り返していた。これに対し内務省からは愛媛県庁に対し照会があり、関県政は、これへの対応を余儀なくされていた。明治一三(一八八〇)年九月、真崎は関県令の代理として上京し、内務省照会に対して意見を述べたことが、徳田三十四『市村敏麿翁の面影』に記載されている。

斯て県庁より省の照会に対し県令関新平代理一等警部真崎、秀郡、氏上京して弁すらく、抑も此嘆願は真純の願意に非ず、二三奸悪の輩己れが私利を謀らんために無智の小民を煽動し今日の様相を演せり、若し願意を容れらるゝに於ては将来県治上大なる障害を来たし、為に公安妨害の悪結果を見ん、請ふ速に棄却あらんことを、然して県庁に於ては他日渠等が行為に於ては將



に大に懲戒する所あらんとすと申立をなすに至れり。(傍点は矢野)

明治一三年九月といえは、真崎が愛媛県に採用された直後の時期である。真崎が、この難事件の争点および本質を十分理解していたように思われない。上記申立も、ただ「速に棄却あらんことを」の一点張りとなつていのはやむをえない。しかしこの一件は、関県政が南予の農民運動に敵対する姿勢を明確にしたことを意味し、真崎はその先頭に立つたのである。

#### 西条疑獄事件

かつて愛媛県新居郡大生院村市之川(現在西条市)に良質のアンチモニー(輝安鉱)を算出する鉱山「市之川鉱山」が存在した。この鉱山の権利をめぐる、明治一〇年代から二〇年代半ばまで民事・刑事にわたる大小の紛擾事件が続発し、混乱を極めた。この事件全体の説明は、別の機会にゆだねるとして、一連の騒動のきっかけともなつた「西条疑獄事件」について紹介しておきたい。この事件は、愛媛県知事・関新平 県警部長・真崎秀郡ラインの承認のもとに計画され遂行された謀略事件ではなかつたかと推測されるからである。

まず、事件の概要をのべよう。

明治一七(一八八四)年、西条で民権結社興風会が結成された。興風会は、翌一八年五月二十八日に政談演説会を開くことを計画し、西条警察署に届け出た。しかし、同署はこれを許可せず、結局演説会は中止のやむなきにいたつた。演説会を企画した小川健一郎(旧西条藩士族)らは、官憲の横暴な処置によって演説会は死亡したとして、二九日「大声院殿不平怒鳴居士」と記した位牌を掲げて行進し、演説会の葬式を盛大に執り行った。葬儀を終えた

小川らは、翌日夜鉦山借区人の河端熊助を訪問し、酒宴をくり広げた。しかし六月二日、小川ら七名は、西条警察署に恐喝の容疑で拘引された。葬式の費用捻出のため河端を恐喝したというのが容疑で、六名が西条治安裁判所に起訴された。これに対し民権派は著名な代言人藤野政高・岩本新蔵・高須峰造・近藤繁太郎らから成る弁護団を結成して、被告人の無実をかちとるべく論陣をはった。藤野らは、公判で検事側の矛盾点をすどく攻撃し、西条治安裁判所では全員無罪の判決をえた(六月二九日)。しかし検察側は控訴し、松山軽罪裁判所では、五名有罪(一名は無罪)の逆転判決<sup>48</sup>があつた(八月八日)。これによって、芽生えたばかりの西条における民権派の活動は、打撃を受け逼塞したという事件である。

なぜ当局は、西条における民権派の動きにこれほど神経をとがらせたのであろうか。さきの、葬式の位牌銘がもつ語るように、演説会の背景には市之川鉦山問題があつた。山口県萩出身の政商藤田伝三郎は愛媛県当局(関知事)と結託して、この優良鉦山の乗っ取りを策していると西条の民権派はみていた。

藤田が当該鉦山を手中に収めんとした方法とは次のようなものであつた。まず、当地の有力者曾我部親信から坑区稼行を請け負っていた藤田は、坑区税を故意に滞納した。県は、明治一六年坑区税滞納を理由に借区引き上げの処分を断行し、鉦山その他一切を愛媛県庁勧業課の直轄とした。そして翌一七年八月、県は藤田を鉦山の用達に指名し、借区開坑の事業を任せることとしたのである。

この措置に異議を唱える旧借区人や村民たちの騒ぎが大きくなった。前記の「西条疑獄事件」が起こつたのも、この頃のことである。有罪判決によって、過激民権派の策動を排除した県は、翌一九年六月に至り、向こう一五年間の採掘稼行を藤田組にゆだねる旨の命令を下した。かくして藤田の野望は、達成されるかに見えた。

以上が、西条疑獄事件の概要である。島津豊幸編著『愛媛県の百年』は、「県営市ノ川鉦山と藤田組を標的とし

ていた運動をこれ以上発展させてはならない」県当局と警察によって仕組まれた事件であったと述べている。私も島津の見解<sup>49)</sup>は正鵠をえていると思うが、この事件全体の背後に真崎秀郡がいたのではないかと、更なる想像をめぐらせている。

その理由は、まず第一に、演説会が当局によって禁止されたことが本件の発端であったことである。演説会の禁止は、末端の警察署限りで判断できることではない。<sup>50)</sup>警察トップすなわち県警部長の地位にあった真崎の承認があったと見るべきである。

そして、当局が描いた「演説会の禁止 演説会葬送の敢行 懇親会の挙行 費用捻出のための恐喝」という図式を完結するためには、必ず運動側に内通者が必要とした。まず、演説会の葬式を挙行しようと持ちかける者が必須である。この役割は、河端熊助<sup>51)</sup>が担った。次に葬式挙行後に、河端宅で懇親会をやるかと誘う人物が必要である。さらに宴席が酣になったころ、河端に対し葬儀費用の拠出を強要する言辞<sup>52)</sup>を発する人物を用意しておく必要がある。

さらに、この謀略の完結には県当局・警察・検察のみならず、裁判所の協力が絶対必要である。関係者を逮捕・起訴するには、警察・検察の協力が必要である事は言うまでもない。しかし、いかに運動関係者を逮捕し起訴に持ち込んだとしても、公判で無罪が宣告されれば何にもならない。かえってその者は弾圧の犠牲者<sup>53)</sup>「英雄」となり、反対運動の火に油を注ぐことになるであろう。本件の場合、じっさい第一審判決は無罪となり、危惧された事態に立ち至ったのである。かような場合、控訴審は何としても有罪を獲得しなければならぬ。裁判所内に、警察・検察の意を体して確実に有罪判決を書いてくれる人物が不可欠なのである。

以上のように、県当局とも通じ、かつ手足となって動く警察関係者を擁し、さらに運動内の内通者を確保し、そのつえ裁判所にも影響力を有する人物として誰がいるだろうか。かような人物として、真崎秀郡のほかに考えられ

ないのである。

(5) 県令・知事異動時のエピソード

松山軽罪裁判所での逆転有罪判決の影響は大きく、西条における運動拠点は壊滅、松山の海南協同会も解散するに至った。<sup>(53)</sup> かくて市之川鉦山を独占せんとする藤田伝三郎の野望は、完遂するかに見えた。しかしここで予想外の事が起こった。明治二〇(一八八七)年三月七日、関新平が知事在任中急死したのである。後任には藤村紫朗、ついで内務官僚の白根専一が就任した。二二年一二月、白根知事は市之川鉦山の稼行から藤田組を引き上げる旨を通告した。<sup>(54)</sup> 藤田は、市之川鉦山からの撤退を余儀なくされたのである。この後の経過については、別の機会の検討にゆだねる。

『佐賀先覚遺聞』は、関知事が死去し後任の藤村紫朗が赴任してきた時の模様を次のように書いている。

然るに関死去し今度は藤村紫朗赴任し来る。従来旧知事の新任するときは大抵二三の股肱の者を連れ来るものなり。藤村も其通り三四人の参謀を連れ来りドンドン在来の佐賀人を追出しドシドシ関のやりかたをたゞきこはずので残た佐賀人は誠に戦々兢兢気の毒な様子をなし居れり。<sup>(55)</sup>

しかし、その後一年も経たないうちに事態は再び転じ、「其後年余にして故あり藤村転任の電報あり」ということになった。その時ぼんやりとただ独り火鉢の側に座す藤村と、大喜びし酒盛りを始めた佐賀人を対照的に描いている。これに対し真崎は、佐賀人たちの尻馬に乗らず、万端藤村の相談にのるとともに、「人の窮鼠を喜ぶ法があ

るか」と佐賀人たちを叱責したと記している。

このような県政トップ交替時の悲喜劇を見ると、藩閥で任用された者が県令（知事）交替後もその地位を維持し続けることがいかに困難であったかがうかがえる。

真崎が警察官僚として愛媛県に在任した期間は、明治一三年六月から同二三年一〇月である。この間に、多くの県令もしくは県知事が交替した。真崎が警察幹部として在任中仕えた愛媛県令および知事を列記してみる。

関新平 佐賀県出身（明治一三年三月八日～同二〇年三月七日）

藤村紫朗 熊本県出身（明治二〇年三月八日～同二二年二月二九日）

白根専一 山口県出身（明治二二年二月二九日～同二二年二月二六日）

勝間田稔 山口県出身（明治二二年二月二六日～同二七年一月二〇日）

真崎の人事が関県令の起用によるものとすれば、関の死去後もなお県警察のトップとして君臨し続けたことは、奇跡に近い。真崎がかような危機を乗り切り、県警のトップの地位を確保し続けることができた秘密はどこにあったらうか。

私は、当時の中央 地方を通じた政治状況が、真崎を有用な人物として押し上げたのではないかと考えている。当時は、三大事件建白運動が展開していた時期である。そして数年後の総選挙と国会開設をめざして政治運動が再び活性化しつつあった時期である。このような時期において、「監部」生活でつちかかった情報収集能力、愛媛県内に構築した人的ネットワークおよび探知・収集・蓄積した情報群は、権力にとって垂涎の統治資源である。佐賀人脈で採用された多くの人材が淘汰されたとしても、当時の地方政治状況のもとで、真崎に替わりうる人材は存在しなかったのである。

## 五 長崎県警察官僚時代(一八九〇)～一八九二)

## (1) 長崎県警部長への転任

真崎は明治二三(一八九〇)年一〇月、長崎県警部長に転任した。その模様を伝える当時の新聞記事を引用しておこう。

## 前本県警部長(真崎秀郡の転出)

真崎秀郡氏は今や長崎県の警部長となり、不日任に其地に赴かんとす。顧れば故関新平氏本県の令となり此地に臨むや、間もなく氏も来り以て警部長となり其職に執掌せり。当時高等警察の事に至つては多少有志者の非難する所となりしが、是を以て氏を責むるは或は苛酷の嫌なき能はず。何となれば当年政府が有志者に対する所置は実に言に忍びざる事あり。思ふに氏は其職に在るを以て止を得ず其旨を奉じ強顔県下の有志者を俟ちしものならん。左ればこそ星移り物変り政府の方針一転するや氏は幾んど別人の如く、能く有志者を迎へ大に優待する所あり。所謂緩急其宜に応せしが故に県下怨嗟の声なく十余年の久しき亦能く官海幾多の風波を凌ぎ以て今日あるを致せり。今や氏去らんとす 為に別を惜むものあるや宜なり。(傍点は矢野)

ここでは、真崎が高等警察に従事していたことを地元紙がいわば公然のこととして記しているのは興味深い。また政府が「有志者に対する所置は実に言に忍びざる事あり」とも記し、真崎が民権運動弾圧の先頭に立つていたことをほのめかしている。しかしそのような態度も、「政府の方針一転」とともに変化し、むしろ有志者を優待するに至つたと記している。関知事死去のあと、弾圧一本槍の県政が変化したことは、認めてよいであろう。しかし、「政府の方針一転」とは何のことだろうか。また、有志者＝民権活動家の優遇とはいかなる事態を指しているのか、

にわかに答えをだすことは難しい。今後慎重に検討してゆきたい。

真崎を招いた当時の長崎県知事の中野健明も、旧佐賀藩士であった。中野は、何を期待し真崎を招いたのであろうか。長崎は、江戸幕府の時代から唯一ヨーロッパに開かれた窓口であった。開国後も国際都市の姿を長くとどめ、長崎に帰来する外国人は多かった。このような国際都市長崎における外国人とくに朝鮮人・清国人等の活動を探索する仕事が、真崎に期待された主な役割ではなかっただろうか。

## (2) 来日したロシア皇太子の警備

真崎が長崎県警部長であった明治二四(一八九一)年、ロシア皇太子ニコライの搭乗する軍艦「アソヴァ号」が四月二七日長崎に入港した。ニコライ一行の最初の上陸地は、長崎であった。

真崎は、長崎県警の責任者としてニコライの警備を実施することとなった。ロシア皇太子ニコライとギリシャ皇子ジョージの長崎上陸と警察の警備活動については、吉村昭『ニコライ遭難』(岩波書店、一九九三年)<sup>57)</sup>に詳しい。

真崎の役割は、皇太子一行の警護というより監視という側面が強いように思える。常に私服の警官を尾行させ、一行が長崎市内の店に立ち寄れば、あとで何を購入したかなど逐一聞きただし記録している。またお忍びで稲佐郷に立ち寄りジョージ皇子とともに刺青を彫った件、夜の微行上陸の件なども丹念に調査し、記録に残している。

結局ニコライ一行の長崎上陸は何事もなく終わったのだが、その後鹿児島上陸 神戸寄港、そして京都から滋賀県滋賀郡大津町(現大津市)を訪れた際巡査津田三蔵に襲撃され、「大津事件」とよばれる国家をゆるがす重大事件が出来ることはよく知られている。

## (3) 長崎県警部長を退任

真崎は、明治二五(一八九二)年三月二日、長崎県警部長を退任、非職となつた。請われて愛媛県から転出、長崎県に赴任してわずか二年たらずの短期間であつた。このように短期間で警部長辞任を余儀なくされたのは、何故であろうか。この点についても長崎県政治史の検討に待たねばならないが、目下のところは、第二回総選挙における選挙大干渉の責任を問われて職を辞したのではないかとの推測だけを述べておこう。

## 六 京都への隠棲(一八九二—一九〇五)

真崎は、長崎県警部長をやめたあと、京都に隠棲した。三本木の頼山陽旧家を十七円の家賃で借家し、住んだ。<sup>(58)</sup>この寓居には、白根専一(一八四九—九八、愛媛県知事 内務次官 宮中顧問官 通信大臣など)、鈴木馬左也(一八六一—一九二二、愛媛県書記官 住友総理事)、大浦兼武(一八五〇—一九一八、島根県知事 山口・熊本・宮城県知事、警視總監など)、清浦奎吾(一八五〇—一九四二、司法次官 司法大臣など)らが度々訪ねてきた。上記人物たちに通ずるのは、真崎の愛媛県在職中の知己(白根、鈴木ら)および山県系官僚(白根・大浦・清浦は平田東介と並んで山県系官僚の四天王とよばれた)という共通項である。彼等が、京都を訪れたとき、ただ風景を愛でるために真崎の寓居に立ち寄つたとは考えにくい。何らかの目的(たとえば政局に関する情報交換など)をもって、京都の旧頼山陽宅を集合場所を選び、折にふれ集散していたのではないだろうか。

真崎秀郡は、明治三五(一九〇二)年某日朝吐血し倒れた。そしてその三年後、同三八年、六九歳で死去した。<sup>(60)</sup>



明治卅五年秋我れ故あり休職閑なり 京都に至り東山建仁寺管長竹田默雷に參禪す 真崎に寄寓を頼みしに喜で居れと云ふ  
 場所は東三本樹頼山陽の旧居にして頼三樹の生れし家なり 加茂川の清流に臨み東山の眺望あり 大に居心地宜し 真崎曰く  
 先日朝突然吐血 翌朝復亦吐血す 妻驚き私かに大阪なる住友総理事鈴木馬左也に急報す 鈴木驚き来り医者を呼んと云ふ  
 我れ曰く此病は医者之の治し得べきものに非すと云て聴かず 爾來快復元氣なりと云ふ 我れ翌年初秋に至る迄一年日夕起居共  
 に談じ共に行き殆んど肺病患者の側に在るを忘る。<sup>(1)</sup> (中略)

卅六年初秋既に日露罽を生じて風雲益急なり 我れ軍艦須磨副長を命せられ京都を去るに臨み停車場に於て訣別の辞をなす  
 其際真崎曰く 是れ最終の別れなりと 果して卅八年逝けり 実に其言籤をなし永別せり 噫悲しい哉 享年六十有九歳<sup>(2)</sup>

## むすび

本稿は、これまであまり注目されてこなかった真崎秀都という人物に焦点を絞って、できるかぎり史料に依拠しつつその人物像を明らかにすることに努めた。これまで真崎は、愛媛県政治史のうえでは、関新平県令・知事によって同郷の誼から任用され、同県政を支える役割を果たしたと評価されてきた。しかし関による真崎の任用が果たして藩閥の要素のみからなされたのか、また真崎が具体的にどのような施策によって関県政を支えてきたか、明らかにされたとは言えない状況にあった。本稿では、大日方著『維新政府の密偵たち』によりつつ真崎には太政官正院「監部」として各地の政治状況探索に従事していた経歴があること、また前歴の茨城県および熊谷裁判所時代から、関新平とは昵懇<sup>じゅうこん</sup>・知悉の間柄にあったことなどを述べた。つまり真崎が愛媛県警察のトップに採用され一〇年にわたって君臨し続けた理由は、藩閥人事的要素を否定できないものの、秘密警察の担い手としての情報探索能力および人脈等の資源ではなかつただろうか。

大日方、前掲書は、大政官正院「監部」の密偵たちのその後を追っている。旧「監部」要員たちの中で真崎秀郡の経歴は、異彩を放っているように見える。裁判所の判事(補)となり、その後愛媛県警察の幹部に就任し、地方統治、情報収集、さらには謀略活動に従事した。このように地方権力の頂点に位置し情報収集活動を継続した旧「監部」は他にいないのではないだろうか。

しかし旧「監部」に限定せず、権力内部の人事異動という観点でみれば、関新平や真崎のように司法官から行政官への横すべりあるいはその逆も稀ではない。司法官人事における自由任用制<sup>63</sup>がその制度的背景として指摘できよう。また、行政官人事においても、警察官から一般行政官もしくは司法官への任用、あるいはその逆など、かなり融通無碍な人事が行われていたように思われる。三権分立とか、司法権の独立の原則からくる謙抑という要請が歯止めになっていない実情がうかがえる。これは単に一地方における特例というよりも、当時他県においても、さらに中央政府を含めた日本政治全体でも、同様の事情が指摘できるのではないだろうか。

開発独裁を思わせる関の強権政治もその死によって幕を閉じ、真崎の姿勢も軟化したと伝えられる。その背後には、議会政治の開始があり、また中央 地方を通じて、藩閥と民党の妥協・民党勢力の変質が顕著となったという事情も存在したように思われる。この具体的な有様については、今後別の形で分析・検討したいと思う。

- (1) 大日方、前掲書によれば、監部課は正院の分課たる内史の所管のもとにある課であった。
- (2) 小林芳郎は、安政四(一八五七)年生まれ。東京地方裁判所検事正のとき大逆事件および日糖事件の指揮を執ったことは、有名である。昭和一一(一九三六)年、死去。
- (3) 望月、前掲『小林芳郎翁伝』二四頁。

- (4) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』一六頁、望月、前掲『小林芳郎翁伝』二四頁。
- (5) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』九、一〇頁。
- (6) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二六頁。
- (7) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二六頁。
- (8) 木村毅監修『大隈侯昔日譚』(早稲田大学出版部、一九六九年)一四二頁、一四二頁。
- (9) 大隈文書の中に数は少ないが、真崎から大隈に宛てた書簡がある(明治四年三月付)。注(16)を参照。
- (10) 大日方、前掲『維新政府の密偵たち』一八七頁。大小切騒動とは、武田信玄創設と伝えられる旧租法の撤廃に反対する農民騒擾である。

- (11) 大日方『維新政府の密偵たち』一八七頁。
- (12) 大日方『維新政府の密偵たち』一五二頁。
- (13) 大日方『維新政府の密偵たち』五九頁。
- (14) 大日方氏提供史料による。
- (15) 大日方『維新政府の密偵たち』四九、五二頁。
- (16) 真崎が正院監部として正式に雇用されたのは、明治五年三月からであるが、大隈との関係はすでにその前からあったと見られる。たとえば、明治四辛未年の書簡が存在する(「大隈重信関係文書」早稲田大学図書館蔵ホームページより)。

覚

私儀御長髪御下二付乍陰御寺務之心得二而帰藩拜命二付廿二日ヨリ宿元出立横浜高島屋へ到着仕候処大隈参議殿より御用有之付服(力)島四郎へ其段相(力)被申付明日ヨリ一日帰京之心得仕候様御坐候翌廿四日則ヨリ帰京仕候様参議殿ヨリ之使者毎度到来仕候付同日ヨリ帰京為仕儀御坐候事

辛未三月 真崎俊介

この書簡はまた、「真崎俊介」名義で署名されていることが注目される。なお本書簡の解説については、居石由樹子氏からご教示を頂いた。

- (17) 木村毅監修、前掲『大隈侯昔日譚』一四五～一四六頁。
- (18) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二〇頁。
- (19) 司法省編『司法沿革誌』(法曹会、一九三九年)一八、二二、三八頁。
- (20) 愛媛県立図書館蔵『職員履歴書』による。後述。
- (21) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二〇～二二頁。
- (22) 真崎関与事件のうち初期の判決書には、「真崎」の押印のみで判事連名の中に署名がない。この時期は単なる「出仕」であつたかと思われる。判事補としての署名は明治一〇年一月二六日が初見である。真崎と関新平と連名の判決は、明治一二年五月二一日がその最後である。
- (23) その後真崎は、「履歴書」によると、明治一二年一二月、検事補に任命されている。翌一三年六月愛媛県二等属に採用されるまで、検事補の職にあつたことがうかがえる。この点は、『佐賀先覚遺聞』における談話などでも全く触れられていない。
- (24) 「元佐賀藩士だつた関新平は、当時失職の士族たちのために官林を払い下げるなど授産の道を開いた。……また、明治五年七月二六日早朝の水戸城焼失の際、多くの水戸士族が嫌疑をかけられ投獄されたが、捕らえられた人々の無実を上申し、明治七年五月に釈放を実現させた」(ホームページ「速報偕楽園 遺徳の碑」による)。
- (25) 大審院判事時代の関新平については、岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』(慶応義塾大学法学研究会、二〇二二年)八八頁、一〇四～一〇五頁、一三三頁、一三六頁以下で言及されている。なお大審院判事から愛知県令に転じたとの記載は愛媛県令の誤りである。
- (26) 明治一三年二月末日まで内務卿は伊藤博文、三月以降は松方正義である。岩村更迭、関起用は、このどちらかが進めた人事であつただろう。
- (27) 愛媛県議会編『愛媛県議会史』第一巻(一九七五年)、高須賀康生『愛媛県政ノート』(愛媛文化双書刊行会、一九九六年)などを参照。
- (28) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』一七頁。

- (29) 以下「履歴書」の引用は愛媛県立図書館蔵「職員履歴書」(明治二二―一七年)による。引用文中「」は見せ消しを示し、「」は朱による修正を意味する。
- (30) 望月、前掲「小林芳郎翁伝」二五頁。なお、真崎と関との関係は、関の茨城県参事時代まで溯るであろうことは確認できたが、前述の通り兩人とも佐賀藩出身であるから、回藩時代からすでに知己であった可能性を否定できない。佐賀における兩人の動静を明らかにすることは、今後の課題としたい。
- (31) 内務卿の意向がこの人事に反映していたということはありえないではない。しかし、当時の内務卿は山県有朋であったと「小林芳郎翁伝」は記しているが、実際には当時の内務卿は松方正義であった。やはりこの人事は、関の抜擢によるもので、内務卿はただその推薦を受理しただけではなかったであろうか。
- (32) 当時旧佐賀藩は、長崎県に統合されていた。再び佐賀県と分離・独立が実現するのは、明治一六(一八八三)年のことである。
- (33) 『愛媛県警察史第一巻』(愛媛県警察史編さん委員会編、一九八三年)一一三―一四頁。
- (34) 前掲『愛媛県警察史第一巻』一一三―一四頁。
- (35) 「秘書雑書」は、近代史文庫編『愛媛近代史料10 明治前期政治運動史料 国会開設前後』(一九六三年)に復刻されている。
- (36) 氏名の上に、甲種と乙種に分けて記載するが、これが何の区別を意味するかはよく分からない。
- (37) 『愛媛県史 資料編近代2』(愛媛県史編さん委員会編、一九八四年)一六―一七頁。
- (38) 「政党沿革誌」の記事は、「解題」の記すように明治元年から三年二月までをカバーするが、明治元年から同一年までは「月日不詳」のアバウトな記載であり、この間に費やされた総ページ数もわずかに四ページ半(『愛媛県史』のページ数で)に過ぎない。これが、詳細な報告書となるのは、同一年二月二〇日以降である。
- (39) 「海南新聞」第五一九号 明治一九年三月五日。
- (40) この時期の「愛媛新報」は失われているので、参照することができない。
- (41) 控訴審判決は、間違いあったとして始審を取り消したが、結論は「重禁固十五日と罰金五円」で前審と同じであった。

- (42) 曾我鍛「井上要翁伝」(伊予鉄社友会館維持会、一九五三年)。
- (43) これを曾我前掲書は、義兄の「判決」と表現している。
- (44) 無役地事件とは、旧幕時代宇和島藩および吉田藩領内に存在した無役地とよばれた庄屋役地の所有権をめくって、明治期に旧庄屋と村民の間で争った事件である。矢野達雄「庄屋拔地事件と無役地事件」(創風社出版、二〇一〇年)を参照されたい。
- (45) 徳田三十四編「市村敏磨翁の面影」(史蹟刊行会、一九五五年)四八頁。
- (46) 高知県立志社は、明治一五年七月「高知新聞」が五回にわたる発行停止を受けて、新聞の葬式を挙行した。西条興風会による演説会の葬式挙行は、これにならったものであったと考えられる。
- (47) 西条治安裁判所の担当判事補は、勝野昌盛(東京出身)であった。判決文は、「海南新聞」第二三二六号、明治一八年七月三日に掲載されている。
- (48) 松山軽罪裁判所の担当裁判官は、裁判長判事補が宮地美成(高知県出身)、陪席判事補が安井重三(岡山県)、百島一八(佐賀県)の三名であった。判決文は、「愛媛県史 資料編・近代2」を参照。なお同資料集では、裁判長が宮地義成となっているが、宮地美成の誤りと思われる。
- (49) 島津豊幸編著「愛媛県の百年」(山川出版社、一九八八年)五二丁五六頁。
- (50) 大日方純夫「近代日本の警察と地域社会」(筑摩書房、二〇〇〇年)によると、明治一九(一八八六)年内務省は「機密通則内則」を定め、地方長官は内務大臣に「機密通報」を年四回、また「臨時通報」を随時提出することになっていた。「臨時通報」事項は一一項目に上るが、その中に「演説禁止を言い渡したとき」という項目が含まれていた(大日方、前掲書三三二頁)。本規定は明治一九年のものであるが、「改正又」とあるところからこれ以前から規定があったと推測されている(現物は未発見)。「日本近代思想大系 官僚制・警察」(岩波書店、一九九〇年)三九九頁。いずれにしろ演説会不許可は事前または事後に警部長に達せられ、その了解を得なければなしえない処分であったと考える。
- (51) 河端熊助は、元々明治当初からの借区権者であったが、当時愛媛県勸業課に雇として雇用されていた。
- (52) 検察側は、小川ら宴席参加者は「出さねば血祭りにせらるるやも知れぬ」と河端に強要したと主張した。これに対し被

告側は、宴席につきものの冗談めいた発言で、誰が言いだしたか覚えがないと述べた。

(53) 島津編著、前掲『愛媛県の百年』五六頁。

(54) なぜ、白根はじめ後任知事たちは、市之川鉦山からの藤田の排除を断行したのであろうか。明治三二(一八八九)年八月、白根知事は、農商務大臣あての「稟請書」において、憲法が發布され地方自治制も次第に実施されようとしている現在、このような官行事業を継続すると県治上收拾できない事態を招くおそれがあるとその理由を述べている。藤田の強引な処置に対する旧借区人たちの憤まんや地元の騒然たる情勢などが、白根知事をしてかように果断な処置をとらせたといえよう。

(55) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』一八〇―一九頁。

(56) 「海南新聞」第三九一九号 明治三十三年一〇月二五日。

(57) 同書は、小説の形式をとっているが、諸種の歴史史料を丹念に閲覧しており、歴史的事実に忠実に叙述している。なによりも私は、吉村のこの書によって、真崎がニコライ警護に携わったことを知った。

(58) 『長崎県警察史上巻』一八一―四頁。

(59) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二二二―二六頁。

(60) 望月、前掲『小林芳郎翁伝』二二五頁。

(61) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二二三頁。

(62) 向井、前掲『佐賀先覚遺聞』二二六頁。

(63) 裁判官の自由任用制とは、明治一七年「判事登用規則」制定前における任用方式、すなわち試験を実施せず資格を問うこともなく、任命権者において自由に判事を任用する制度のことをいう。なお自由任用制とその克服については、岩谷、前掲書三一九頁以下を参照。

〔付記〕石川一三夫先生は、大阪大学日本法制史教室・熊谷開作先生のもとで共に学んだ先輩である。公私にわたってたいへん

お世話になった。その石川先生の退職記念号に寄稿させていただくにあたって、氏が切り開いた明治地方自治法制・政治史に係るテーマを取り上げ一文を草したいと思つて本稿を草した。切れ味鋭い理論をもつてあざやかに対象を料理する氏の論考には及びもつかぬものになつてしまつたが、お許しいただきたい。なお本稿は、二〇二三丁一五年度科学研究費「日本近代法のゆらぎ」に基づく研究成果の一部である。